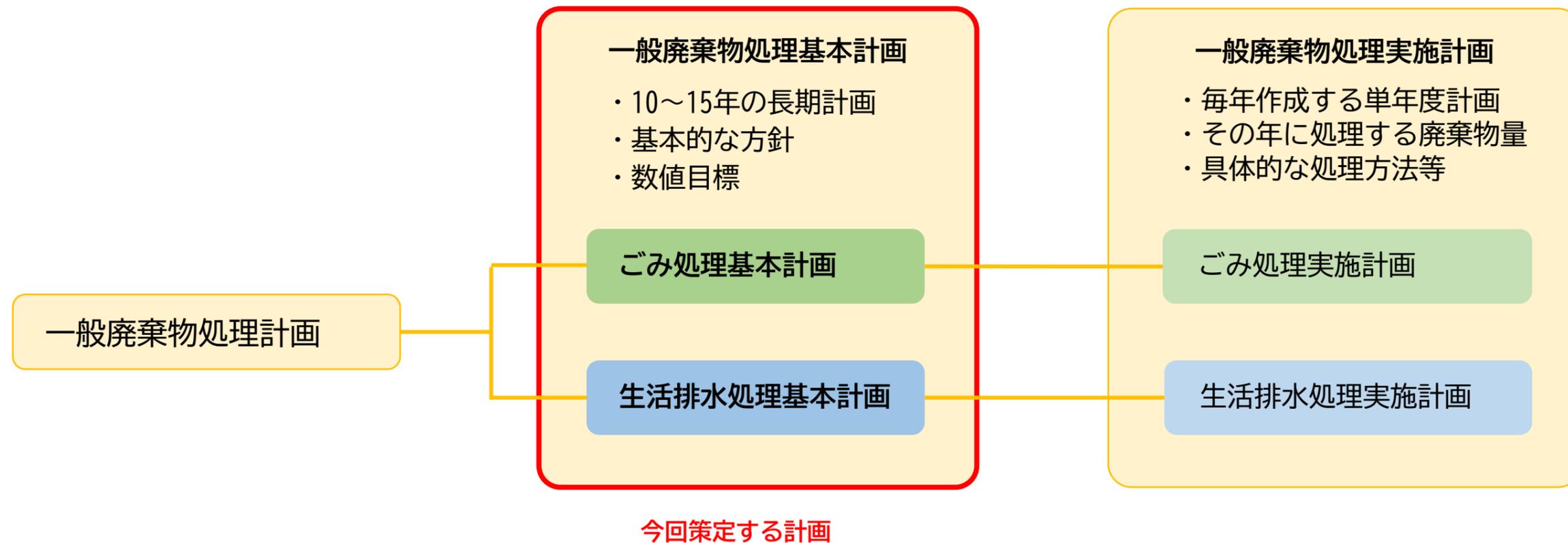


●策定の根拠

廃棄物処理法により、一般廃棄物処理計画の策定が義務付けられており、「ごみ」と「生活排水（し尿・浄化槽汚泥）」に分けて、長期の基本計画と各年度の実施計画を策定し、これに基づいて、ごみやし尿・浄化槽汚泥を適正に処理することとされています。

一般廃棄物処理計画の構成

出典：ごみ処理基本計画策定指針（H28年9月 環境省）



●令和3年度末で、現在の「ごみ処理基本計画」と「生活排水処理基本計画」が期間終了となるため、次期計画を策定するものです。

目標① 1人1日当りのごみ量【原単位】（グラム）



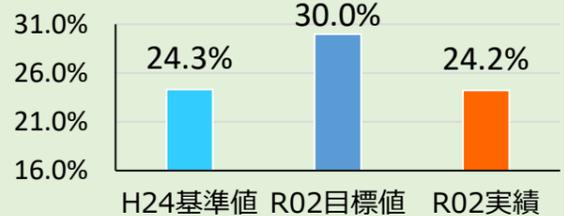
3Rの取り組みではリデュース（排出抑制）が最も重要であるため、1人1日当りのごみ量（原単位）を指標としています。

目標値740gに対し、令和2年度実績700.5gに削減し、目標より大幅な減量を達成しました。なお、本市では集団回収を除く原単位を指標としていましたが、国の基準に合わせて集団回収量を含む原単位で比較しても、国平均や千葉県平均から見て、ごみが少ない自治体であると言えます。

参考 集団回収を含む1人1日当りのごみ量の比較（R01実績）



目標② リサイクル率



ごみの総量に対して資源化処理した量の割合をリサイクル率として指標としています。

現計画の目標である30%は達成できておらず、その主な要因としては、電子媒体の普及による紙類の減少が考えられます。しかし、全国平均や千葉県平均から見て、本市はリサイクルが進んでいる自治体であると言えます。

参考 リサイクル率比較（R01実績）



目標③ 焼却処理量(トン)



焼却による環境負荷を低減するため、市の施設での焼却処理量を指標としています。

目標値10万6千トンに対し、令和2年度10万1千576トンまで削減し、目標を達成しました。

今後ごみの発生抑制や資源化できるごみの分別推進により、削減に努めていきます。

※R02実績は近隣市・民間施設での燃やせるごみの焼却を含みます。

目標④ 最終処分量(トン)



本市は最終処分のほとんどを市外の民間最終処分場に頼っており、排出先の環境負荷抑制のため最終処分量を指標としています。

焼却灰の資源化が進められなかったことや、一部のごみの市外処理を最終処分として集計していることなどから、目標は達成できていません。

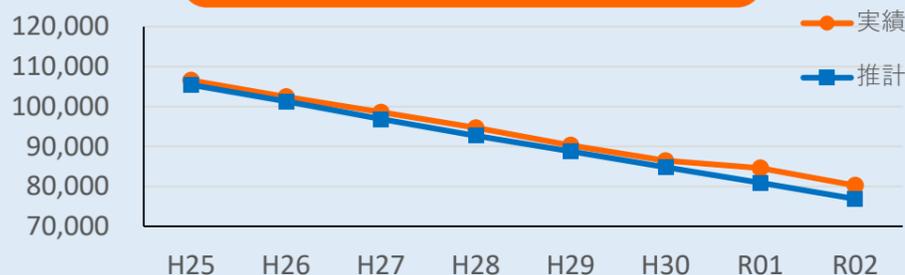
次期計画に向けた課題

現計画において、原単位と焼却処理量については目標を達成することができました。しかしながら、リサイクル率や最終処分量の目標を達成できなかったことや、ごみの減量・資源化にはまだ改善の余地があることから、引き続きごみの3Rに取り組む必要があります。

また、和名ヶ谷クリーンセンターの稼働停止を見据え、長期間の安定的かつ効率的な処理体制を構築するため、新焼却施設を整備する必要があります。

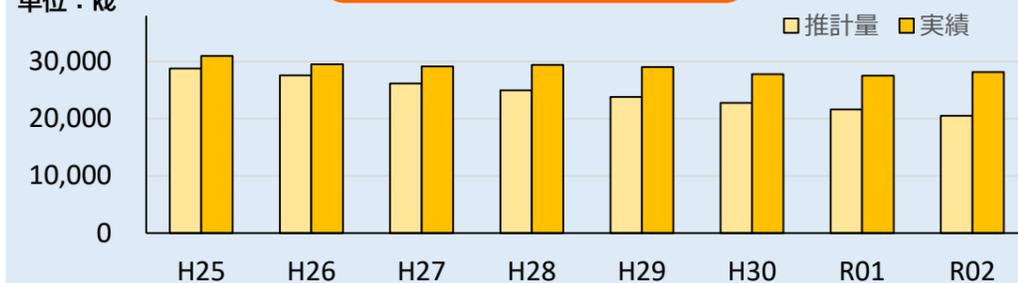
単位：人

浄化槽人口と非水洗化人口の推計と実績値



単位：kℓ

し尿・浄化槽汚泥処理



計画時の推計よりも浄化槽人口と非水洗化人口は減少せず、し尿・浄化槽汚泥の発生量は推計よりも多く推移しました。しかし、東部クリーンセンターにおいて適正に処理しており、今後も安定した処理を継続します。

計画見直しの方向性

- 現計画と同様に、国の指針に従って策定
- 循環型社会推進基本計画に示された課題について検討
 - プラスチックの3R
 - 高齢化社会に対応した処理体制
 - 食品ロスの削減
 - 排出事業者責任の徹底

計画の構成

- 第1章 基本的事項
 - 目的：市内のごみ処理に関して、長期的・総合的視点に立った基本的な方針を定め、ごみの適正処理、減量、資源化等を促進し、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図る。
- 第2章 ごみ処理の現状と課題（資料2フォローアップ参照）
- 第3章 計画フレーム（右記計画フレーム及び下記目標値参照）
- 第4章 目的を達成するための施策（右図参照）
- 第5章 計画の推進（進捗管理等）

計画目標値（令和2年度実績→令和13年度目標）

目標① 1人1日当りごみ量 788g → 750g	目標③ 焼却処理量 107,621t → 99,500t
目標② リサイクル率 24.2% → 27.0%	目標④ 最終処分量 14,448t → 13,400t

目指すべき将来像

資源の消費を抑制しつつ、廃棄物の減量・再利用・再生利用に積極的に取り組む持続可能な社会（資源循環型社会）

計画フレーム	目標を達成するための施策
基本方針1 発生抑制(Reduce)の推進	市民や事業者への情報提供・指導・啓発 家庭ごみ有料化の検討・廃棄物処理手数料の見直し 食品ロス削減推進計画（啓発活動・庁内連絡会議）
基本方針2 再使用(Reuse)の推進	靴・バッグ・ベルトの再使用、粗大ごみの再生利用、リユースショップの活用
基本方針3 再生利用(Recycle)の推進	紙類・プラ製容器包装等、ペットボトル、小型家電の分別推進 集団回収の推進、事業系食品残渣のリサイクル
基本方針4 適正排出と効率的な収集体制の維持	適正排出の啓発、安定かつ効率的な収集体制の維持、 家庭ごみ訪問収集（ふれあい収集）、不法投棄対策、感染症対策
基本方針5 安定した処理体制の維持	【焼却処理】新焼却施設については、持続可能な適正処理体制を確保するため、新焼却施設基本構想等において検討し、早期の整備を目指す。 【圧縮梱包処理】日暮CCの安定稼働 【資源選別・粗大ごみ処理】（仮称）リサイクルプラザの安定稼働 【最終処分】最終処分場の適正な管理、最終処分先の安定確保
基本方針6 個別の課題への適正な対応	災害廃棄物対策は別に定める計画（震災廃棄物処理計画）で対応 指定廃棄物の安全な保管と国への処分要請

計画見直しの方向性

- 下水道人口・浄化槽人口・し尿収集人口の構成比率と浄化槽汚泥・し尿の推計量の見直し

基本理念

し尿や生活雑排水を適正に処理し、公共用水域の汚濁防止に努めることで、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を目指します。

基本方針

- ・生活排水処理は公共下水道を主体とします
- ・下水道が整備されていない地域については合併処理浄化槽で処理します
- ・浄化槽から発生する汚泥や非水洗化世帯のし尿は東部CCで適正に処理します

し尿・浄化槽汚泥処理量推計

